

令和5年度 第2回 七戸町新庁舎建設検討委員会 【会議録】

開催日時	令和5年10月24日（火） 午後1時30分～午後3時50分
開催場所	七戸町役場 本庁舎2階 第1・2会議室
出席者	米内山正義委員長、坪 晃副委員長、工藤一正委員、 岡村茂雄委員、天間優彦委員、田島政義委員、濱中幾治郎委員、 鎌田昭仁委員、酒井陽子委員、松本洋子委員、天間圭子委員、 長山和夫委員、苫米地 尚委員
欠席者	福村英明委員、山本淳一委員
町 (事務局等)	附田敬吾財政課長、佐藤源太財政課長補佐、 手代森俊彦財政課総括主幹 アール・イー・ビー開発株式会社 3名
次第	1 開会 2 案件 基本構想（素案）の審議 3 閉会

会議内容

(事務局)

定刻となりましたので、只今から、令和5年度第2回七戸町新庁舎建設検討委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席下さいましてありがとうございます。始めに本日の委員の出席状況ですが、本日、都合によりまして、福村委員および山本委員が欠席との連絡がありました。また、松本洋子委員が、まだお見えになっておりませんので只今確認中です。今の所、3名欠席で進めさせていただきます。また、前回欠席でありました工藤一正委員が、今回出席されておりますので、ここで自己紹介をお願いいたします。

(工藤委員)

こんにちは。天間林分館の工藤と申します。1回目は出席できませんでしたが、今回から、よろしく願います。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは会議に入りたいと思います。

米内山委員長、よろしく願います。

(議長：米内山委員長)

座ったままでご挨拶させていただきます。

今回は皆さまのご協力で第1回を終了して、今日から本格的な基本構想素案の審議に入ります。審議の進め方ですが、ページごとの内容を確認していきます。意見があれば挙手をしていただき、指名を受けてから発言をいただきます。また、幅広く皆さんの意見を聞くために、こちらから指名する場合もございますので、その際はよろしく願います。本日は序章から2章までを予定しております。

(松本洋子委員、出席)

(長山委員)

議長、よろしいでしょうか。

(米内山委員長)

どうぞ。

(長山委員)

審議に入る前に、前回の第1回目で、私が事務局またはRABさんに問い合わせをした件について、回答をいただいております。その他に3点ばかり私から提案したい内容がございますが、よろしいでしょうか。

(米内山委員長)
まずは、入ってからのでしょうか。

(長山委員)
入る前の方がありがたいのですが。

(米内山委員長)
というご意見ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

一同 はい。

(米内山委員長)
では、お願いします。

(長山委員)
第1回目で確認できなかった事項を、お答えいただければと思います。RABさんが町からの業務委託で基本構想、基本計画の策定業務に携わっています。そして、新庁舎は荒熊内地区に建築されるという前提条件があります。前回もお聞きしましたが、建設場所については、候補地としてはあがっていますが、まだ決定されたわけではありません。その中で、来年の3月いっぱいまでの契約となっていますが、万一、それらに変更、またはこの検討会の中でいろいろな変更事項が出てきた場合に、どのように対応されるお考えなのか、お答えいただきたい。

(事務局)
業務委託契約に関わることなので、町からお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

(長山委員)
それは結構です。委託したのは町ですから。

(事務局)
業務委託について、いくつかご質問がありましたので、ここで併せて説明させていただきます。まず今回の業務委託ですが、町では基本構想、基本計画を策定するにあたって、令和4年度と5年度の2年間の継続の事業として、業務委託を締結しています。ちなみに業務委託料は、合計で946万円となっています。業務委託の内容については、町と受託業者で協議を行って進めますが、最終的にその内容について、町が決定したものを指示して業務をしていただきます。

ご質問にありました、仮に荒熊内の場所が変更になった場合、あるいはその他、基本構想の中で、大きく内容が変更となった場合には、あくまでも業務委託として町と契約している上で、期間内に完成できるのか、あるいは追加の業務が必要になるのかについては、双方の協議において決めることとなります。契約内容に変更が必要となった際にはその手続きを行いますし、別途追加の業務が発生した場合には、今回の契約とはまた別な形で契約を締結することとなります。よろしいでしょうか。

(長山委員)

必要があれば変更できる、というお答えでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(長山委員)

はい。分かりました。ありがとうございました。

それから提案事項が3つあります。この会議の運営に関する確認事項の中に、「原則として発言した者の個人名は明記しない」とあります。ただ私個人の考えとしては、たとえ選考で入ってきた委員であっても、町民の方の代表をしていることにおいては皆様方と同じで、ある程度の責任を果たしていかなければいけないと思います。私が発言した内容については、私が発言したという記録が残らないと、後々、いろんな問題が出てくる可能性もあるのではと思います。特に、この会議録については情報公開の対象ですから、誰がどのようなことを言ったか、ある程度分からないと情報公開をする意味がありません。私自身としては私の名前は入れていただきたいと考えております。

2点目です。町長から素案に対する審議について諮問を受け、最終的には答申をしますが、いろいろな場面において決定をしていかななくてはなりません。ではどのように決定をしていった方がいいのか、についてです。この新庁舎建設については、過去の合併協議の当時の問題を引きずっています。その合併協議会でさえ、全員一致という形で結論を出しています。そのような経緯がありますので、原則は全員一致でお願いしたい、という提案です。それでも、やむを得ず多数決にしなくてはならない、ということも出てくる可能性もありますが、この会の構成を見て頂くと分かる通り、町の関係団体の方々が12名、12団体おいでです。この計画全体の流れを見ると、過去から一連の流れがあって、ほとんどの検討委員会に、今、ここにおいでになられている方々、または団体の方が委員として参画されていて、ある意味で既定路線がございます。その既定路線にこの検討委員会があると

いうことは、町民からしてみれば非常に問題が多いのではないかと考えると、やはり、多数決にしても、ある程度の割合以上などの取り決めが必要ではないかと考えます。単純に15名の中の12名、12団体というのは80%になります。仮の話ですけれども、多数決の際に12団体の方々皆さんが賛成すると何でも通ってしまい、町民からすると非常に疑問を感じざるを得ません。ですので、少なくとも80%を超える、例えば85%以上の賛成をもって、この委員会の意見を集約していく、としてはいかがでしょうか、という提案です。

もう1点、この全体の素案を見ていますと、非常にメリハリがないと感じます。なぜそうなるのかと全体を見てみましたが、おそらく、この目次以降の検討が先にされていて、そのタイトルを引用したものをこの目次としているのではないかと思います。これは、いろいろなやり方の1つとして、先に決定をしなくてはいけない事項について全て網羅したものを目次に落とし、その目次に書かれた項目に従って検討を進めていく、こういうやり方だと漏れが少なくなる、そういう経験をしておりますので、実は私、この目次の案を作って参りました。あくまで私の案ですが、それを提案したいと思います。今、お配りしたいのですがよろしいでしょうか。

(天間優彦委員)

委員長。

(米内山委員長)

はい。

(天間優彦委員)

今、長山さんが一方的に提案したいと話されましたが、今日、案内されたのは基本構想の審議です。長山さんが今、それを提案して、どうしたいということですか。

(長山委員)

この提案に基づいて、皆様方にご了承いただきたい。

(天間優彦委員)

それはあなたの意見です。私たちは行政として進めていく案を審議するのであって、あなたの意見を審議する必要はないでしょう。

(長山委員)

私の意見は、この目次の中には書かれておりません。

(天間優彦委員)

行政がこれを進めるにあたって、行政が必要として、これを作っています。それにあなたの意見を入れる必要はないでしょう。

(長山委員)

天間さん、そのようにおっしゃいますけれども、行政がやることが全て正しいとは限りません。

(天間優彦委員)

正しいとかではなく、もちろん議会にも話をしています。議会というのは町民が選挙によって選んだ人たちが決めていることですから。

(長山委員)

何を、ですか。庁舎建設に関して決めているということですか。

(天間優彦委員)

これは審議しているでしょう。

(長山委員)

審議はされているでしょうけれども、であればこの検討委員会自体が無意味である、ということではないですか。

(天間優彦委員)

それはあなたの意見であって、私たちは必要だと思ってきています。

(長山委員)

私は目次について、この項目はいかがでしょうかと提案しています。断る理由は何もないのではないですか。

(天間優彦委員)

それは皆から聞いてから。

(長山委員)

だから私は今、聞いています。

(天間優彦委員)

委員長、進めるにあたって、このような方向性でやるのですか。

(米内山委員長)

せっかくの提案ですから。それを決めるか決めないかはこの委員会で諮ればいいので、意見は意見として、お伺いしてもいいのではないのでしょうか。

(天間優彦委員)

分かりました。

(米内山委員長)

では、配ってください。

(長山委員)

はい。

(長山委員)

これにつきましては、町から頂いた目次と見比べていただいて、私はそれに必要な検討事項を追加させていただきました。それほど問題ないのではと思いますが、最終的には皆様方の統一した意見が必要ですので、この提案に対してよろしくお願いします。

(米内山委員長)

こういうご意見が出ましたけれども、進め方について皆さんに聞きたいと思います。提案された目次に沿うのか、また、これを参考にして進めるという方法もあるかと思っています。では、ご意見を伺います。長山さんから提案された目次について、皆さんからご意見がありましたら提案してください。

(田島委員)

同じものが大半のようなので、我々に提出されているものを進めながら、違うところをその都度、長山さんが手を挙げて質問していけばいいのではないですか。これをそのまま載せるのではなくて。

(天間優彦委員)

それがいいと思います。

(米内山委員長)

他にご意見ございますか。

(濱中委員)

今、急に提案されましたが、この内容は十分に検討する必要がある

と思います。提案は提案として受け入れますが、進めていくのは行政から出された方でいいのではないですか。分からないことがあれば、その都度だせばいいだけで。

(長山委員)

私をご提案した目次と、町が提示している目次には重なる所がありますので、確かに田島委員がおっしゃるとおりなのですが、最低限必要と考える事項を追加しました。これは意識をして検討していかないと、町が提示した資料の中には入っていないものです。今すぐの判断ではなくて結構ですので、持ち帰ってご検討いただければと思います。最終的には次回でも結構ですから、これでいくのか、参考にするのか等を決めていただければと思います。

(米内山委員長)

長山さんの発言について意見ございますか。なければ、せっかく作っていただきましたけれども、進め方としては、先程、田島委員がお話したとおり、町が提示したものに沿って、足りない部分については質問をしていただくとしていかがでしょうか。

(長山委員)

承知しました。

(米内山委員長)

では予定どおり、このとおり進めたいと思います。今日は序章から第2章までを予定しております。時間は2時間以内として、長くなれば休憩をとりたいと思います。審議に入る前に、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

ここで業務委託の内容をお話しする予定でしたが、先程の長山委員からの質問にお答えしたとおりですので省略いたします。

(事務局)

前回、私が庁舎建設の経緯や動きを説明した時に、長山委員から、その内容を資料としていただけないか、とのことでしたので、整理して皆さんにお配りしています。その中で、前回説明した内容に誤りがありました。上段に「公共施設の集積を進めたいとの考えを示す」とあり、その次に「活用できる補助金ならびに地方債は認められないことから」、と表現しました。庁舎建設には基金と起債を使います。ただし、この起債は一般単独債で、国からの支援がない通常の借金ですが、そ

れも地方債と言えます。私が申し上げたのは、国の支援がある過疎の起債が認められない、という意味合いでしたが、そこを削除して皆様にお配りしました。訂正してお詫びいたします。

(米内山委員長)

はい。ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。構想素案については、前回事務局から説明がありましたので、改めて説明はせずに進めていきたいと思います。まず1ページ、序章について、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

(天間優彦委員)

異議なし。

(長山委員)

上から3行目から、建物の調査のことが書かれています。「建物調査の結果、躯体のコンクリート強度が設計基準値を満たしていないことから」とあって、最終的に「約10年後には安全安心に庁舎を使用することができないと判定された」ということですが、これは躯体調査と耐震診断をもって判断したということですが、町ではどの程度の精査をされたのでしょうか。私は疑問に思っています。

(米内山委員長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

28年度に役場庁舎の躯体調査を行い、コンクリートのコアを採取した結果、供用限界が65年と判断された、という報告がありましたので、それに基づいて計画を進めています。耐震診断に関しては、現状の躯体に対し耐震診断をして、その後、ご覧のとおり丸いパイプを入れて耐震補強をしたという経緯です。以上です。

(長山委員)

耐震診断と躯体調査に関して、私は町に情報開示請求をして資料をもらいました。それを見ると、いろんな疑問点が出てくるのです。非常に多いので、ここで話ししていいのかわかりませんが、少し長くなりますが、議長、よろしいですか。

(米内山委員長)

はい。どうぞ。

(長山委員)

まず平成24年、2012年の7月から10月にかけて、本庁舎、七戸庁舎の耐震診断が行われ、その結果は、同年の12月19日に報告されています。この耐震診断は、建築物の耐震改修の促進に介する法律に基づき実施されています。要するに法律が裏付けにあるということです。それから平成28年、2016年の10月に本庁舎と七戸庁舎の躯体調査の結果報告がありました。耐震改修工事がその後に行われていて、本庁舎は平成29年度の2017年、七戸庁舎は平成30年度、2018年度になります。これに伴いまして、平成29年3月議会の一般質問の際、町長は答弁で、耐震診断結果と躯体調査での指摘箇所を改修するために改修工事を行う、とおっしゃっています。

ここで1つ目の疑問なのですが、平成24年に本庁舎の耐震診断結果が出ていますが、実際に耐震改修工事が行われたのは4年以上も経ってからで、このブランクが非常に気になります。何をやっていたのかということです。まずそこからお聞きしてよろしいですか。

(米内山委員長)

では説明をお願いします。

(事務局)

その3年、4年のブランクについては、町に資料が残っていない部分もありまして、なぜ期間が空いてしまったかについては、こちらでも分かっておりません。

(長山委員)

調査結果が出ると予算を組んで、せいぜい2年程度のうちに改修されるのが一般的です。どのようなお仕事をされていたのかは分かりませんし、そのことを言ってもしょうがないと思います。次に耐震診断に対する疑問について。まずコンクリートの圧縮試験をします。コンクリートのコアを抜いて、それを圧縮試験にかけます。普通は直径が10cmのコアを使用しますが、実際に採取されたコアは74mmで、なぜか細いのです。これがまず1点。それから、コアを採取したら、それを公的試験機関に出す、これが原則です。でなければ信頼性が落ちるということになります。ところが公的試験所に依頼をしたという文書はありません。何の記述もないのです。それから、コンクリートの設計基準強度、要するに、この建物を作る時に何年持たそうか、その強度を決めるのが普通です。必ずやらなければならないことです。今度、新庁舎を建設する際にもこのことを考える必要があります。その強度に、推定値で18ニュートンという数値を出していますが、その根拠について示されていません。ちなみに国土交通省の建築構造設計基準の資

料を見ますと、このような町や国の庁舎の設計基準強度は、24ニュートンから36ニュートンで造るとあります。これらが一般的です。どうしても設計基準強度が不明な場合、この庁舎がそうですが、その場合には、建物の建築年による設計基準強度の推定値という統計が出ていて、それを使うことになっています。それによれば、この本庁舎と七戸庁舎は昭和40年以降に建てられた建物ですから、推定値は21ニュートン、これが公式な資料から出てくる数値です。七戸庁舎については、これには明らかに設計基準強度21ニュートンと書かれているので、これは設計図書があったのだと思います。この庁舎と七戸庁舎を比べると、役場の関係ですから、そんなに違いがあるわけでもないの、21ニュートンというのは正しいのではないかと考えられます。それから、コンクリートの圧縮試験の測定値は、平均値を求めて診断すればいいところを、わざわざ標準偏差という、ばらつき度合いで出して、その値の2分の1を各試験値から引いています。しかも、マイナス側に引いています。ということは、出てきた強度よりも必ず低い強度で診断をしているということです。これも不思議です。それから、一番大事なところですが、新庁舎に対しても考えなければならないことですが、構造耐震判定指標というものがあります。IS0という数字です。耐震診断の資料を見ますと、0.9になっています。この0.9という数値は、国の機関に対する数値です。一般的に、このような庁舎であれば、0.6を使うのが原則です。ところが0.9を使っています。これで耐震診断をしているから、本来、構造耐力がそんなに落ちていないところまで駄目です、という結果が出ているのです。耐震診断については以上です。

それから躯体調査に関して。躯体調査というのは、法律のバックアップはありません。何でやったのかがはっきりしないのです。それから、耐震診断を受注した業者と、躯体調査を受注した業者が同一です。同じ業者がやっています。このあたりは予算の無駄遣いになったのでは、という気がします。躯体調査は、言い方を変えると耐力度調査です。では、耐力度調査が必要な建物は何かというと、学校です。学校では耐力度調査をすることが決まっています。これは文部科学省の指針です。業者も困ったと思います。どのように報告していいのかわからないので、ですからわざわざ聞いています。青森県の高等学校の耐力度調査に準じて報告することでよいでしょうかと聞いています。町の担当者はそれでいいですと答えています。業者によっては、耐震診断も躯体調査も同じだとする業者もいます。同じく七戸庁舎の報告書の中の躯体用推定耐用年数計算結果について、単純な引き算ですがこれは間違っています。躯体調査全体を見ると、耐震診断の時のデータを使っているのも目新しい内容はほとんどありません。

以上のように、いろんな問題がありますが、町はどうお考えになっ

ているのでしょうか。

(米内山委員長)
町の方から先に。

(事務局)

かつての調査結果を基に進めています。調査内容に関しては、今現在、私も把握しておりません。改めてコンサルなどに確認して、内容を聞きたいと思います。

(天間優彦委員)

議長。今の長山さんの話は録音されていますから、これらを全て町で解析して答えればよいと思います。それでいいのではないですか。

(長山委員)

そうですね。はい。

(天間優彦委員)

ということで、進めてください。

(長山委員)

最後だけ少し。先程、本当は21ニュートンを採用すべきではなかったかと申し上げました。21ニュートンを採用すると、建物の使用限界期間は伸びます。耐震診断で報告のあった18ニュートンですと、65年以上は使えないのですが、21ニュートンとすると、そこから18年も伸びるのです。その当時17年と言っていたから、当時からみて、まだ35年使えるということになります。以上です。

(米内山委員長)

事前に調査した結果を発表していただきまして、ありがとうございました。これは今後とも、建設に向けて非常に大事な提案だと思っております。それでは序章について、ご質問はございませんか。

(濱中委員)

ゼロカーボン総合戦略に関して、建物が鉄筋コンクリートでの例が出ていますが。

(米内山委員長)

今は序章についての話をしています。それは第2章になりますので、その時に発言してください。今、議論しているのは、「はじめに」の1

ページについてです。

(濱中委員)

分かりました。

(米内山委員長)

序章については課題を残しましたが、これで閉めてもよろしいですか。

一同 はい。

(長山委員)

中段に、「利用者の方に施設間の移動や複数回の来庁などが生じ、不便を掛けております」とありますが、何か苦情などがあったのでしょうか。苦情がなかったとなると、町が一方的に考えたことでしょうか。

(事務局)

苦情ではありませんが、七戸庁舎に行ったら、それは本庁舎ですと言われて来たとか、そのような話を窓口で対応した職員から聞きます。

(長山委員)

それだと、この中に書けますか。

(事務局)

町ではそれが不便なことだと考えましたので、記載いたしました。

(長山委員)

これは町が素案として作ってきたものだから、ということですか。

(事務局)

はい。

(長山委員)

分かりました。それと、下の計画の策定体制図について、皆さん何か妙にお感じにならないでしょうか。私が言っているいいですか議長。

(米内山委員長)

どうぞ。

(長山委員)

左側から町民アンケートとか町の職員アンケートなどがありますが、これが令和4年の10月から11月あたりに実施されています。その右側に新庁舎建設庁内検討プロジェクトチーム、課長補佐級とあります。この設置時期が、この町民アンケートが終わったあたりになっています。プロジェクトチームは令和4年の12月あたりからです。

(事務局)

令和4年の12月にプロジェクトチームの第1回目を開催しています。

(長山委員)

そうすると、町民アンケートの調査結果、意見、成果の前後あたりに入ってきます。

(事務局)

やっている期間中です。

(長山委員)

やっている期間中でも、事務局が素案を出してきたのはこの素案ですよね。

(事務局)

ここまで完成したものを事務局で作って、それをプロジェクトチームで検討してもらうというスタイルではありません。検討項目が多岐にわたり、それぞれ早め早めの検討が必要だと考えて、高校生などのワークショップなどをやりながら、それらから出た意見をどの章に反映させていくかなどを含め、全体の枠組みから詳細について、プロジェクトチームで検討を始めていく、というスタイルでしたので、このようなスケジュールになっています。

(長山委員)

そうすると、検討、協議、調整の欄の点線の中に入っているもいい、ということで、よろしいのでしょうか。

(事務局)

この枠組みからプロジェクトチームは外した方がいい、ということですか。

(長山委員)

いや、そういうことではなくて、どうなのかな、ということだけです。どこの位置にいるべきなのかなと。

(事務局)

ワークショップなどの意見を基本構想に反映させていく中で、事務局とRABさんも入って協議しながら作っています。

ここの検討、協議、調整の枠組みについて補足します。順序とすると、補佐級の会議をやって課長級、そしてこの検討委員会という段階を踏んで進めていきたいと考えています。ただ、中には途中でもう一度考え直しが必要となる項目も出て来ると考えられます。そういった場合には、また補佐級まで検討項目を下げて、補佐級でもう一度そこを確認または検討する、といった意味合いで点線にしております。

(長山委員)

あくまで検討、協議、調整の中のもの、ということですね。

(事務局)

はい。

(長山委員)

そうすると事務局（財政課）の右側に「素案の提示」とありますが、この素案というのは今、私たちが持っている素案ですか。

(事務局)

そうです。これも先程は補佐級のプロジェクトチームで個々に検討していきますとお話ししましたが、最終的にはこの素案で上の会議に諮っていくとしていますので。

(長山委員)

ですから、今、私たちが持っている素案と同じですかということです。

(事務局)

同じです。

(長山委員)

そうすると、新庁舎建設庁内検討会議の課長級がありますが、ここで1回、審議や検討だとか調整などは、なかったのですか。

(事務局)
ありました。

(長山委員)
そこを1回、素案が通っていると、それはもう素案ではないの
ないですか。

(事務局)
検討委員会で承認されるまでは素案はそのままです。

(長山委員)
事務局が提示した素案が、そのままずっといくということですか。

(事務局)
はい。手直しされたりなどはありますが。

(長山委員)
課長級でもしっかり審議されてきて、今、ここにあるという考え
方でいいですか。

(事務局)
そうです。

(長山委員)
その上で、この検討委員会というのは、あくまで町長の諮問機
関です。それが検討のライン上にいると、おかしくはないですか。
町長への答申ではなくて、一度、素案が町長まで行って、それが
この検討委員会に諮問され、審議した結果を町長に答申するとい
う流れではないですか。今、課長級の上にこの検討委員会があ
りますが、場所がおかしいと思います。あくまで町長に対して
の委員会ですから、この場所にはいけないのではないですか。

(事務局)
財政課としては、この検討委員会を経たものを基本構想、基本
計画の案としてまとめ、それにパブコメでの意見を加えて、最
最終的に町長へ答申する流れを考えています。

(長山委員)
それはおかしいのではないですか。あくまでこの素案が町長
まで報告されていて、町長がこの素案をこの検討委員会で検
討していただき

と諮問しているのではないですか。課長級から素案が町長に報告されて、それから私たち検討委員会に諮問されて、最終的に町長へ答申を返すという組織のはずです。課長級の上に私たちがいてはおかしいのではないのでしょうか。

(濱中委員)

長山さんが言われている意味は分かります。ここは町長から委嘱された委員会であって、新庁舎検討委員会の課長からは委嘱されていないと。ただし、その内容はこの課長級で話し合った内容ですと。そういうことでしょうか。図を見れば、今、長山さんが言われたような流れではありますが、その辺りを少し説明すればいいのではないですか。

(苫米地委員)

私の印象ですが、この検討委員会というのはパブリックコメントと同じというか、そういうスタンスであって、長山さんがおっしゃられた、この枠から外れるべきではないというのは、そういう意味になるのかなと思いました。私は最初の町民ワークショップから参加していますが、プロジェクトチームの方々とも意見を交換する機会はあったし、進め方としては特に問題はないとは思っていますが、この検討委員会があることによって、パブリックコメントで出てくるだろう意見に対し、あらかじめ対策するためのものと、役場では考えたのではないかと思いました。

(事務局)

長山さんの意見も参考にして、今は3つが一括りになっていますが、この検討委員会は切り離したいと思います。

(長山委員)

ここから切り離して頂いて、町長との関係のところに図を持っていてくれればいいです。

(田島委員)

離しておいて、基本計画のパブリックコメントと一緒にしておいて、私たちは町長へ答申するという形にしたらいいいのでは。

(事務局)

今、ここが3つ一括りになっていますが、庁舎内の委員会である補佐級と課長級については連動して進めていますので、この2つは一括りにして、この検討委員会は枠組みをなくし、そのままの表示でいきたいと思います。

(長山委員)

この検討委員会は、町長との関係の図にしてください。あくまで町長から諮問がなければ私たちは仕事ができないのです。町長は既に素案を知っていらっしゃるわけですね。その検討をしてほしいから私たちに諮問しているわけです。私たち検討委員会はあくまでも町長との関係です。最終的にはここから答申が出ますが、その答申に対してパブリックコメントが入るわけですから。余計なことかもしれませんが、このような文書が他の町だとか村とかにいくと、これは恥ずかしいと思います。

(事務局)

では、次の委員会までにこの図を訂正して、案としてお出しします。

(長山委員)

はい。それともう1点だけ。黄色い枠組み中で、基本構想、基本計画(案)に意見としてパブリックコメントを入れるという図になっていますが、この表記には基本計画が入っています。今、ここにあるのは基本構想の案ですから、検討委員会としては基本構想の案に対する答申しかできません。基本計画というのは今後、このメンバーでやるのですか。

(事務局)

今、お手元にお配りしているのは基本構想です。この内容について審議していただきますが、この後に、この基本構想よりも詳しく具体的な基本計画を作って、基本構想と基本計画で1つの完成品にする予定です。それらを同時に町長へ答申およびパブリックコメントの実施、というように進めたいと考えています。

(米内山委員長)

基本構想、基本計画の案に対して、パブリックコメントはどのように入ってくるのですか。

(事務局)

町のホームページに、基本構想、基本計画を掲載致します。それに対して、皆さんから意見がある場合はコメントしてください、という形で意見を募集します。それに対して町の考えを示していく、というものです。

(米内山委員長)

そうすると、この委員会ではパブリックコメントで受けた意見につ

いての議論はしないのですか。

(事務局)

しない。ということでいいのではと考えています。

(米内山委員長)

この委員会が終わった後にコメントをもらうということですか。

(委員)

ホームページに載せて一般のパブリックコメントを募る、という案ですが、七戸町の町民が積極的に意見を出すとは思えません。それはパブリックコメントとして成り立つのでしょうか。高齢化も進んでいるこの町で。

(事務局)

ホームページだけではなく、広報にも意見公募については載せまじし、役場に来て頂いた方々にも見ってもらうようにも考えています。

(米内山委員長)

高齢者の方も結構、パソコンを使って検索などで利用しています。

(委員)

検索はするでしょうけれど、コメントまではしないのでは。

(米内山委員長)

私事ですが先日、東奥日報へプレゼント企画を掲載しました。その際、応募方法はFAXまたはメールアドレス、ネットでの募集としましたが、ネットでの応募の方が多かったです。私が扱う商品が高齢者向けであることもありますが、70代が圧倒的に多かったです。ですから、高齢者の方でもパソコンやスマホを利用していますので、それほど心配する必要はないと思いますし、パブリックコメントを集める方法として意味がない訳ではないと思います。その他にも、来庁者の方々からも意見を募るようすし、私見ではありますが、それは大きな問題ではないのではと思います。では、変更するという事で、序章については審議を終了してもよろしいでしょうか。

一同 はい。

(米内山委員長)

では第1章に移ります。事前に内容を送付しておりますので、その

内容について、ご意見を申し上げます。2章へ超えないで、1章の中で質問をお願いします。7ページまでをお願いします。現庁舎の現況から現庁舎の課題、新庁舎建設の必要性と比較検討、これらについて、ご意見ありますでしょうか。

(長山委員)

先程お話ししたとおり、耐用年数の問題が絡んでいます。この表の中の65年とか100年とか、これは今の段階では入れられないのではと思います。

(事務局)

以前実施した躯体調査の報告結果を参考に、このような耐用年数を表示しています。

(長山委員)

先程、私がお話しした内容を、どこかの専門機関に確認していただけるということですので、それまでは保留となるのではないですか。はっきりしないことは書けないですから。

(事務局)

先程の序章と、この耐用年数に関しては、こちらで再度、調べることにします。

(長山委員)

はい。今、財政課長はここまでのところで、とおっしゃいましたけれども、これ以降にも同様なところがいっぱいあります。そこも含めて、ということになりますが、それでよろしいでしょうか。

(米内山委員長)

今、答えられなければ、もう1回、調査し確認をして、報告していただくということよろしいでしょうか。

(事務局)

平成28年に実施した躯体調査そのものをもう一度やり直すか、あるいは、報告書にある数値などを精査して確認するとなると、現在七戸町にあるのは躯体調査の報告書のみですので、それを我々が見て、分かるものについてはお答えしたいと思いますが、業務委託で報告された検査の数値までも確認が必要となると、正直、それは難しいことだと思っています。数値はともあれ、最終的な報告書の中の65年という記載を見て、基本構想に記載しております。

(米内山委員長)

質問されたのは、その根拠や信憑性についてだと思います。それをできるだけ調べて頂いて、調べても分からないものはしょうがないですけれども、業者さんに聞くなどして、その根拠を示してもらおう、ということは可能ですか。

(苦米地委員)

建設課でなければ説明できないのでは。

(事務局)

建設課でも説明できないと思います。コンクリートの破壊試験なので、コアを取る作業や試験も発注した業者が実施していますし、大学の教授なども入った審議の結果として受け取っているのです、町の建設課職員でも分からないと思います。

(田島委員)

このままで議会もおっているわけです。それで公共用地の取得をしています。議会で決まっていることですから、そう簡単に職員が判断できる問題でもないと思います。こういう検討事項が委員会から出たので、町長とも話をし、納得できるようにしてください。新庁舎の時には、このようなことの無いように、RABさんなどにおいては今の意見を聞いてもらって、その辺りをきちんとしていかないと大変なことになると思います。

(委員)

28年に実施した躯体調査の結果を、なぜ公的機関に見せなかったのでしょうか。そうしていれば今、こういうことにはならなかったのではないですか。

(長山委員)

議長、私がお答えしてよろしいですか。

(米内山委員長)

どうぞ。

(長山委員)

平成24年に行った耐震診断については、公的機関が評定をしています。これが今、財政課さんが言われた内容だと思います。大学の先生が入って、などですが、その元になる資料は、耐震診断でコアを採集し、コアの圧縮試験も恐らくやってしまったのだと思いますが、そう

いう結果を業者がまとめたものを評定にかけているわけです。評定の時には、確かに細かいところも見るとは思いますが、先程言った、0.6のところを0.9でやっていますというように書いても、評定委員の方は、随分高い数値を使っているなとは思いますが、数値は範疇に入っていますから、評定自体はそれでされるということになっています。私が耐震診断の結果を見た際はそう感じました。

(米内山委員長)

先程のお話のとおり、根拠が欲しいということですから、ご指摘いただいたことについて、調べられる範囲で調べて頂くこととします。このことは、今の問題というよりも新庁舎に向けての大きな提言だと思いますので、これを踏まえながら前に進むことが一番大事だと思います。その報告を次回までをお願いします。

(長山委員)

2ページ、3ページにある現庁舎の概況について、4つの庁舎を統合したいというお考えだと思いますが、その中で、4つ目の道の駅しちのへ道路情報館1階の商工観光課さんも一緒に庁舎へ、というように見えます。ただ、荒熊内への統合でしたら近いですから、観光課さんにお客さんは行けるかもしれませんが、仮にこちらになると非常に遠くなってしまって、本来の観光案内等をするような業務が全然できなくなってしまうのではないですか。観光課さんまで、全ての機能を1つの庁舎の中に統合するお考えなのではないでしょうか。

(事務局)

3ページ下の道の駅しちのへ道路情報館には、今現在、観光課が入っています。新庁舎が建設された際には観光課も新しい庁舎に入りますが、今の考えでは業務委託などで、引き続きそこで観光案内を展開できるような体制にしたいと考えています。

(米内山委員長)

これについては、よろしいでしょうか。よければ、次のページに入ってもよろしいですか。

一同 はい。

(米内山委員長)

では次に、現庁舎の課題について、ご意見をお伺いいたします。

(長山委員)

(1)の、建物の老朽化と維持管理費の増加の一番下、災害時の対応の上に、「年間の維持管理費は増加傾向にあります。P5参照」とあります。P5のグラフがそうだと思いますが、間違いないでしょうか。

(事務局)

はい。

(長山委員)

これに入っている光熱水費や保険料とか設備点検、庁舎警備、清掃業務委託料などは、そんなに金額が変動するものではないと思います。例えば建物が古くなると、あちこち修繕しなければいけないので修繕工事費が膨らむことは理解できますが、光熱水費などは古かろうが新しかろうが変わらないと思います。例えばLED化すれば少しは電力消費が減るのしょうけれども、それでもそれほど毎年ごとに大きく変動するものではないと思います。この表については、純粋に修繕の工事費を出していただいて比較してはどうかと思います。

(委員)

賛成です。光熱費などをこれに入れるのは変だと思います。

(長山委員)

もう1点。上に七戸町の防災ハザードマップがありますが、この図は見づらいです。まず支所の表示がありません。字では書いてありますが、どこだというのがはっきりと分からない。例えば庁舎の形の中に斜線で入れるとか、網掛けで入れると分かりやすいと思います。それから凡例として土砂災害警戒区域が、ここでいう黄色の部分で、赤がその上位のものと思いますが、それを入れないと何だかよく分からない図になっていて説得力に欠けます。それと左側のページの、災害時の対応というところに七戸庁舎のことが書かれています。「災害時に防災拠点として機能が果たせなくなる」とありますが、今、考えられる防災拠点としての位置付けは、どのようなものですか。

(事務局)

庁舎ですので、防災の対策本部が設置されます。

(長山委員)

今、財政課長は対策本部と言われましたが、七戸町の防災計画を見ると、災害対策本部は本庁舎に設置するようになっています。七戸庁舎に災害対策本部は設置されないわけです。ここに防災拠点と書いて

しまうと、どういうことですか、となってしまいます。

(苫米地委員)

ワークショップの時だったと思いますが、本庁舎が使えなくなった場合に、では七戸庁舎に移せるか、とした時の問題として、防災拠点としては使えないとの説明を受けたと思いましたが、違いましたか。

(事務局)

そうではないです。

(苫米地委員)

そうでしたか。失礼しました。

(事務局)

(2) の防災拠点という表現に対して、もう少し考えた方がいいということでしょうか。

(長山委員)

違うようなことを考えないと、知っている人は絶対これを指摘します。

(事務局)

ここに関しては、検討して次回にまた。

(米内山委員長)

他にございますか。

(長山委員)

本庁舎にエレベーターがないということで、4 ページ (4) に、「バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応」とありますが、文面全体の書き方が、何かこう古臭いと感じます。少し紹介していいですか。

(米内山委員長)

どうぞ。

(長山委員)

私の意見なので、そうではないと言われればそれまでですが、例えば 1 ページの上から 3 行目、年々老朽化が進んできて「おります」という言葉があります。こういう書き方は公文書では使いません。あくまでも「です。ます。」調のはずです。こういう表現はどうかと思います。

それから6行目から7行目にかけて、災害時に防災拠点としての機能が果たせない可能性があることから「も」とあります。「も」とあると、他にもあるのかと思われます。「も」を入れるのか入れないのかによって違ってきます。それと4ページで言えば、エレベーターの未設置とありますが、「未設置」と書くと、私が経験している限りでは、設置しなくてはいけないのに設置していないことを「未設置」というように私は今まで言ってきました。この庁舎は義務設置が要求される場所ではないので、書くのであれば「設置していない」とかではないと正しい表現ではないと思います。それからその下に、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備が「求められています」とありますが、となると誰かから言われているという話になります。町が考えているのですから、「て」を抜いて「求められます」とか、「必要です」などの文面にしないと、何となく野暮ったい文章になってしまっていますので注意していただきたい。これは全体に言えることです。

(事務局)

表示が分かりづらいですとか、庁舎でどこに行ったらいいかなどが分かりづらい等の声もありまして、「求められている」という表現を使っていますが、行政からの目線でいけば、「求めます」などの表現に変えてもいいのかなとは思いますが。

(長山委員)

素案ですから、町が出してきている文章でしょう。

(事務局)

いろいろな意見を吸い上げての文章表現です。

(米内山委員長)

このことについて、あと何かございますか。

(委員)

5ページのグラフについて。私は経理も長年やってきていますが、年間維持管理費の光熱費とか保険料などは、新庁舎でもどんな庁舎でも最低限必要なものです。3億6千万もかかって膨らませているような錯覚を起こすので、含めない方がいいと思います。建物の修繕費は令和4年度でどれくらいかかっていますか。

(事務局)

これには燃料費なども含まれて3億..

(委員)

すみません。3千万でした。

(事務局)

修繕費は年ごとにばらつきますが、令和4年度、本庁舎では122万5千円、七戸庁舎は81万5千円となっています。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(米内山委員長)

現庁舎の課題については、これで終了してよろしいでしょうか。

一同 はい。

(米内山委員長)

では3の、新庁舎建設の必要性と比較検討について、ご意見を伺います。

(田島委員)

先程、長山さんが言われた内容を、新庁舎の建設に役立てるように、RABさんもお聞きでしょうから、その辺りを財政課と検討して、新しい素案を出してもらえればと思います。

(米内山委員長)

はい。というご意見ですけれども、事務局から回答願います。

(事務局)

分かりました。相談して進めます。

(長山委員)

6、7ページを今、審議してもいいのでしょうか。前に進まないからといって進んでしまうと、このままいってしまいます。例えば本庁舎の改修についても先程の問題があるし、七戸庁舎の改修にしても先程の防災拠点の話もあります。それから本庁舎の敷地に新築するにしても、いろいろ問題があるし、ちょっと今ここでやってしまっているのかなという気がします。

(米内山委員長)

やらないと進みませんので、意見があればどうぞ。

(長山委員)

先程と同じく書き方についてです。「新庁舎建設庁内検討プロジェクトチームをはじめとした」と書いてありますが、これははっきり書けばいいのではないですか。町のことですから。課長級のものもあるし。それから第1案の本庁舎の改修については、私としては今、これは書けないものだと考えています。第2案についても同じです。第3案については、敷地が手狭になるから、としていますけれども、野辺地町の新築工事現場を見ればわかるとおり、あの狭いところで一生懸命やっているところもあります。それをみると、駐車場が確保できないとか、間取りに制約が出るとか、そんなことは言えないと思います。それから七戸庁舎の敷地内に新築とありますが、これは建てる気があるのかどうか分かりませんが、先程の防災拠点の話、それから町民の避難場所と書いてありますが、七戸庁舎は町民の避難場所に指定されていないはずで、これも書けません。5案の移転新築ですが、最後に「見込まれる」と書いていますけれども、これもやはり「見込まれる」ではなくて「見込まれます」です。6案については、2行目、「用地取得費用は不要」というように紋切りになっています。これは考えていただきたい。しかもこの部分については、既に土地取得のために予算をつぎ込んでいるから必要ない、ということですから。用地取得費用が不要というのは、本来とは違うのではと思います。次の「現庁舎を使用しながら工事を行うことは可能」と、これも紋切りになっています。その次も同じです。「創出が可能」として紋切りになっていますので、これは考えた方がいいと思います。それからこの6案の中に、「公共施設の集約地として」と書かれていますけれども、住民説明会で、住民の方から貴重なご意見が出ていました。今回のコロナ感染症の関係です。庁舎が分散していたから感染がひどくならなかったのではないですか、というような話も出ています。それは財政課さんもお聞きになっていると思いますが、それを考えると、あえて集約しなくてはいけないのか、という問題が後ろに控えていますので、こういう書き方もできないと思います。それから「本庁舎の長寿命化のための改修はできず」といっていますけれども、改修しているのではないですか。耐震診断の結果を受けて耐震改修はしています。耐震改修をすれば、構造耐力が弱ったところを強化したということですから、弱いということではないです。それは違います。間違いです。改修しているからこの庁舎は使えるのです。一応は長寿命化のための改修をしたのですから。ただ先程の18ニュートンと21ニュートンの関係がありますので、限界期間が延びるのかどうか、そういう問題をはらんでいます。それから建築場所については、「現庁舎敷地内では用地面積や工期など計画に対する制約が大きい」とあります。これは町が考えていることで、住民の多くはそうのように考えていないと思います。いくらでも我慢します。

駐車場がないと言っても、せいぜい2年の間です。それから太文字で書いてある、「第6案の荒熊内地区・公共施設等建設事業用地が合理的な決断に至った」とのことですが、今までお話しした経緯からすれば、本当にそうなのかなと思います。最後に、「このことから新庁舎建設は、第6案を採用し、整備することとします」としていて、これはもう町が決めてしまっています。「します」という意思表示があるので。でも荒熊内は、まだ候補地ですから、こういう書き方をしてしまうと、町民の意向を無視しているのではないですか、と言われるので反対です。以上です。

(米内山委員長)

ありがとうございました。このことを踏まえて、町側からご意見ございますか。

(事務局)

只今の字句の指摘に関しては、改めて検討し、必要なところは訂正します。建設の場所に関しては、素案として6案の荒熊内地区の公共施設等事業用地で進めたいと考えています。

(長山委員)

町のお考えはよく分かります。町長の意向がありますし、いろいろあちこちでそのようなお話を聞いています。ただこの時点では、あくまで候補地としておくという方法もあると思います。例えば荒熊内地区が一番いいとお考えなのでしょうけれども、ここも候補地、現庁舎が建っているこの敷地も候補地、とする方法もあります。ここだけを採用して整備することとします、と私たちは諮問されていますが、私としては、この部分については反対します。

(天間優彦委員)

反対は反対でいいと思います。

(米内山委員長)

候補地としての、文面的な反対だと思いますので。

(長山委員)

はい。候補地としてあげる分にはいいのですが、決定に対して反対しています。

(米内山委員長)

候補地としては認めているわけですから、それはいいということで

す。皆さんはどうですか。

一同 はい。

(濱中委員)

第6案に、「用地取得費用が不要」とありましたが、この表現はどのように変えますか。このままだと誤解されると思います。

(事務局)

「新たには不要」としたいと思います。

7ページの中段、本庁舎の長寿命化の改修ができない、という点について補足させていただきます。確かに筋交いを入れて耐震の補強は行いました。ただ、躯体調査のコンクリート強度試験において、コンクリート自体が脆くなっているとの躯体調査結果から、我々は、このように判断しました。建物の耐震化はやりましたが、長寿命化のため、コンクリート自体の弱体化に対する改修はできないとの調査報告を受けましたので、このように記載しました。

(長山委員)

今、財政課の佐藤さんがそのようにおっしゃいましたが、耐震診断をした時には、コンクリートの強度が脆いということは分かっているわけです。それを改修するのが耐震診断ではないですか。

(事務局)

地震が起きた際に、揺れの幅を少なくするため、筋交いを入れるなどの工事が耐震工事と認識しています。建物の長寿命化とは、また対応が違うと考えています。

(長山委員)

建物というのは建った時から劣化をしていきます。実用の耐用年数と、使用限界という年数があります。使用限界までは、大規模改修をすれば何とか持ちますというのが耐震改修工事です。コンクリートが脆いのは耐震診断で分かっているわけですから。躯体調査の診断結果を受けて、それも全て直します、と町長が発言しています。この発言も嘘なのですか。平成29年3月議会において発言しています。

(事務局)

その時点での耐震改修は、耐震の補強だけをやったのであって、大規模改修は一切やっていません。柱などには手を付けていません。

(長山委員)

その件については明日、財政課さんに情報公開していただく予定です
ので、そこは確認させていただきます。以上です。

(米内山委員長)

第3については、終了させていただきます。よろしいでしょうか。

一同 はい。

(米内山委員長)

それでは第2章に入りますが、その前に10分間の休憩を入れます。

～休憩～

(米内山委員長)

それでは第2章に入りたいと思います。8ページから12ページま
で、順を追って進めたいと思います。13ページ以降については次回
に発言をお願いします。まず1番の、地方自治法上の位置付けについ
て、何かご意見はありますでしょうか。何もなければ、次の2、上位計
画・関連計画に入ってよろしいでしょうか。

一同 はい。

(米内山委員長)

酒井さん、何か意見ございませんか。

(酒井委員)

ないです。

(米内山委員長)

その他、意見ございませんか。

(長山委員)

平成28年度から計画があって、確かにこの中には、新庁舎に関係
するそれらしい内容が少しずつ出ていますが、非常に少なく、元を
見てもよく分からないのです。書き出しをしていなければ分からない
ぐらいです。町としては、これをわざわざ入れたいのですか。

(事務局)

はい。

(長山委員)

それならそれではないです。ただ、ここに書くのではなくて、例えば資料編のようなものがあるって、この計画の経緯がその資料の中にあれば、見たい人は資料を見る、とすればいいのでは思いました。ワークショップまたは町民のアンケートなどは全部資料に載っているわけでしょう。重要だとするのであれば、その一番上あたりに、計画の推移のような形で、きっちり入れ込めばいいのでは、という気がします。

(事務局)

資料といいますと、この各種計画の全部の資料ということですか。かなりの冊子になりますが。

(長山委員)

そうです。だって、かなりの計画をやってきたわけですよ。

(事務局)

そうです。

(長山委員)

そして、それを入れたいわけですよ。

(事務局)

抜粋して、中に計画として、

(長山委員)

抜粋にしても、これは正確な抜粋ではないではないですか。その部分をコピーして貼り付けているわけでもありませんから、書き方も少し変です。その該当するページを付けて、そこに例えば、七戸町の長期計画の何ページから、と書けば分かります。本当に見たい人は、ホームページに載っていますから、それを見ればいいでしょうし。それでは駄目なのですか。わざわざ載せたい気持ちは分かりますが、何だかスマートではないと感じます。

(事務局)

この基本構想に目を通す段階で、関連計画としてこれらがありますとして、わざわざ別なものを見に行かないと関連計画が分からないよりは、大まかに抜粋したものでもここに載っていた方が、分かりやすいのではと考えました。

(長山委員)

私にはこの書き方は、非常に分かりにくいです。

(苫米地委員)

これらの関連計画については後ろの方に持って行って、資料編とすれば、この全体が分かりやすくなる、という意味かと思います。

(米内山委員長)

どうですか。以下の7計画がありますが、この話を進める前段として載せている、というように解釈すれば、それほど違和感はないと思いますけれども。

(長山委員)

議長は違和感がないということですが、確かに、例えばこの第2次七戸町長期総合計画の中に基本理念とか基本方針は書いてありますが、この部分は町民の方々が集まったワークショップであるとか、町民のアンケート、場合によっては職員のアンケートの中に入っていたものなど、そういうところまであがってきたものを、町としてはそのような意見を反映するために基本理念または基本方針、という形であげるべきであって、計画でこうだというのは、町民に対する押し付けではありませんか。あくまで町民から意見が出てきているのですから、それを尊重するというような方向性をもっていただ方がいいと思います。以上です。

(米内山委員長)

これは修正する必要性はありますか。いかがでしょうか。ご意見はご意見として。

(田島委員)

このままでいいと思います。

(米内山委員長)

これを押し付けに見えないように検討するとか、詳しく中身がわかるところへ誘導するなどの注釈があればいいのではと思います。この案で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 はい。

(米内山委員長)

長山さん、いかがでしょうか。

(長山委員)

はい。書き方としては、これをもっと縮めて、この全体を網羅するような文言を付けて、各計画なり戦略などのところに資料何ページ参照、と入れる方法もあるともいます。ここに入れることはいいですけども、だらだらと書かれていて非常に見づらいし、体裁が悪いです。

(米内山委員長)

コンサルのR A Bさんのご意見はいかがですか。

(天間優彦委員)

R A Bさんからの発言は必要ないのでは。

(米内山委員長)

では、なしとします。お二方で相談して、もし、いい書き方があったら、それを示してもらおうとか、このままでいいというのであれば、このまま進めたいと思います。

(田島委員)

議長と相談すればいい。

(事務局)

それで皆さん、よろしいのですか。

(長山委員)

町としての方針は出してほしいです。

(事務局)

これに関しても、課長補佐級などで、いろいろと揉んできたものですので、何とかこの状態で進めたいと思っています。改めて委員長と相談します。

(米内山委員長)

よろしいでしょうか。

一同 はい。

(米内山委員長)

長山さん、よろしいですか。

(長山委員)

今の財政課長のお話は、議長と相談するということですか。お二人で話し合っただけで決めるということですか。

(事務局)

そういう意見がでましたから。

(長山委員)

財政課さんとしての意見を述べるべきではないですか。

(事務局)

財政課としては、このままでお願いしたい。

(田島委員)

考えは人それぞれありますから。長山さんは長山さんの考えだから。

(米内山委員長)

長山さんが言われた主旨も少し考慮して、詳しく分かりやすい文章に変えていくということで、いかがでしょうか。

(田島委員)

そこは議長に任せます。

(米内山委員長)

よろしいですか。

一同 はい。

(米内山委員長)

長山さん、よろしいですか。

(長山委員)

はい。結構です。

(米内山委員長)

それでは次の(1)について、ご意見をいただきたいと思います。

(坪委員)

この文章の中に、「私たちは訪れる人たちに魅力あふれる七戸らしさ」とありますが、「七戸らしさ」とは具体的にどういうことですか。

(天間優彦委員)

イメージではないですか。
「らしさ」について、書けばいいのですか。

(坪委員)

例えばどういうものなのか、ということです。

(天間優彦委員)

それは考えたら分るでしょう。

(米内山委員長)

七戸らしさについては、我々は分かりますが、皆に分かるように、少し工夫が必要かもしれません。

(事務局)

長期総合計画は既に成立していて計画は進められていますが、その冊子を今、取りに行っています。少しお待ちください。

(米内山委員長)

それでは②に入りたいと思います。これも少し抽象的ですがけれども、これは②から⑤まで一括して進めたいと思います。

(長山委員)

⑤について。新庁舎建設にかかわる事項として、「総合管理計画を策定し、それに基づき、行政サービスの低下を伴うことのない、公共施設の統合整理や効率のよい整備を推進します」とあります。この部分は「新庁舎建設に関わる事項」という書き出しをしているのですか。この長期計画で。

(事務局)

⑤のタイトルにある「新庁舎建設に関わる事項」という文言が、長期総合計画にそのまま記載されているのかについては、そういう記載ではないです。

(長山委員)

入っていないのにこの表現は、いかがでしょうか。

(苫米地委員)

ここは⑤ではなくて、※印に変えれば意味が通じるのではないですか。⑤と書くと、まるで長期計画の中にあるように思います。※印にす

れば、長期計画の中の新庁舎建設に関わる場所はここです、という意味になると思います。

(事務局)

おっしゃられたとおりだと思います。⑤ですと、あたかも長期総合計画の中にそのままあるものを記載しているように見えますので、先程の、ページ全体が見つらいというご指摘も踏まえて、その辺りは見やすい形に修正させていただきます。新庁舎に関わる事項としてではないのですけれども、公共施設の整理と適正管理という項目がありまして、その部分を抜粋して記載しています。ここは修正したいと思います。

(米内山委員長)

細かい話ですが、「行政サービスの低下を伴うことのない」というよりも、「よりよい行政サービスを行うため」としてはどうか。

(事務局)

元の計画が、そのまま記載されています。

(苦米地委員)

抜粋するのであれば、変えてしまってもいいのではないか。

(事務局)

⑤の表現方法については、修正いたします。

(米内山委員長)

あとはございませんか。

(事務局)

先程の「七戸らしさ」についても、総合計画からそのまま抜粋したものです。

(米内山委員長)

ご意見もございましたが、⑤については、よろしいですか。

一同 はい。

(米内山委員長)

(2)に入ります。七戸町荒熊内地区開発計画、基本構想について。(3)の手前までで、ご意見をお願いします。

(濱中委員)

①の、荒熊内地区の将来ビジョンの「七戸の希望のエントランス」というのは、どういう解釈になるのか教えてください。

(長山委員)

計画にあるので、変えられないのです。

(濱中委員)

変えるとかではなくて、どういう意味なのかと。

(事務局)

調べないと分かりません。

(濱中委員)

これだと、他の地域には希望がないように感じてしまいます。

(長山委員)

③の新庁舎建設に関わる事項についてです。書き出しはこれでいいですか。先程と同じ質問です。それから、「老朽化、耐震化の問題等により」とありますが、これは先程来のことですので、この部分については、もう少し精査をすべきだと思います。あと、これ自体は計画に書かれているのですか。公共施設、本庁舎、七戸庁舎、七戸体育館とありますが。南公民館まで入っていますから。これは計画の中の言葉を抜粋して持ってきていますよね。

(事務局)

そうです。

(長山委員)

計画自体がこういう書き方をしているのですか。

(苫米地委員)

それだと、荒熊内開発計画の段階で、新庁舎建設計画があったことになってしまいます。

(長山委員)

そうです。

(事務局)

はい。みんな、入っています。

(長山委員)
老朽化、耐震性の問題も入っています。

(事務局)
はい。

(長山委員)
荒熊内地区への設置、移転の可能性がある施設として、ワークショップ等で検討を行いました。とありますがこれも入っていますか。

(事務局)
はい。

(長山委員)
「可能性のある施設」ということですね。このワークショップというのは、荒熊内地区開発計画のワークショップですか。

(事務局)
そうです。

(長山委員)
であれば、括弧してでも入れておかないと、このワークショップと勘違いします。

(事務局)
はい。

(米内山委員長)
その他、ございませんでしょうか。では(3)に移ります。新町建設計画について、ご意見をお願いします。

(田島委員)
公共施設については、先程も事務局から説明があったのでは。

(米内山委員長)
先程は(2)の、荒熊内地区開発計画の基本構想での話です。今は新町開発計画に入っています。

(田島委員)
なし。

(米内山委員長)
なし、ということで、(4)に移ってよろしいですか。

一同 はい。

(米内山委員長)
では(4)、七戸町都市計画マスタープランについて、ご意見お願いします。

(天間優彦委員)
これは、出来上がったマスタープランをそのまま載せていますか。

(事務局)
はい。

(長山委員)
③についても本文に、「新庁舎建設に関わる事項」とあるのですか。

(事務局)
新庁舎に関連する事項として、こちらで加えたものです。元の計画にある文言ではないです。他の項目も同じです。

(長山委員)
他も同じですか。では(4)の、①と②も違うということですか。

(苫米地委員)
先程と同じで、ただ注釈として書いてあるのであれば、※印にするだけでいいのではないか。

(長山委員)
おそらく町としては、分かりやすく表現しようとして①、②のように項目を抜き出しているのだと思います。それが元の計画と違って見えてしまっています。ですので、元の計画に忠実に書いて、新庁舎に関係する部分には傍線を引くとか、または網掛けするなどで表現されてはいかがですか。

(事務局)
はい。ありがとうございます。

(米内山委員長)

では(5)に移ります。七戸町立地適正化計画について、ご意見をお願いします。

(事務局)

これも新庁舎建設に関わる事項については、実際の計画ではこのようなタイトルではないので、先程と併せて再検討いたします。

(長山委員)

財政課長にお願いしたいのですが、「以下のように設定します」と書かれていて、⑤の行政機能－町役場、というのは違いますよね。ここは元の表があって、その表を載せずに抜き出しているからこういう表現になっているわけです。ですから表をそのまま入れて、先程と同じように網掛けなりすれば一目瞭然です。いかがでしょうか。

(米内山委員長)

皆さん、表については分かりますか。

(田島委員)

表より抜粋、とは書いてありますが、もう少し整理されてはどうか。

(事務局)

改めて、考えてみます。

(米内山委員長)

よろしいですか。

一同 はい。

(米内山委員長)

それでは(6)、七戸町公共施設等マネジメント計画について、ご意見を伺います。

(長山委員)

先程来言っております、耐震診断であるとか躯体調査の関連があるので、「しかし」以降の、「本庁舎は建築から50年を経過し、防災拠点としての機能に対して安全性の確保が難しくなってきました。このため、荒熊内地区へ新庁舎の建替えを検討しているところです」とありますが、これはやはり、マネジメント計画の中にそのまま入っているのですか。

(事務局)

ここは、そのままの文章を抜き出しています。

(長山委員)

そうすると、精査をされずに入っていたということです。

(事務局)

精査というのは。

(長山委員)

耐震診断の関係です。

(事務局)

元々の計画も、耐震診断の報告を基にしています。

(長山委員)

ですから今のところ、ここはあやふやです。

(苫米地委員)

ここに荒熊内へ建てる、とあるのは、まずいでしょう。

(長山委員)

でも財政課さんは計画を立ててしまっているのです。

(苫米地委員)

今、聞かれていることになっているのですから。書いてないことにもしないと。

(田島委員)

そうはいきません。

(米内山委員長)

それはできないでしょう。

(長山委員)

前の計画に戻って検討することはできないので、やむを得ないとは思いますが、配慮はしていただきたい。

(米内山委員長)

そこはコメントをどこかに挿入する、という案はどうでしょうか。

(長山委員)

議長、これはまだ確定ではありません。この部分はもう少し精査しないと分からないのです。私が言っているだけですから。

(米内山委員長)

では事務局に精査をお願いします。よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(米内山委員長)

(7)、七戸町ゼロカーボン総合戦略について、ご質問等ありますでしょうか。

(濱中委員)

七戸町ゼロカーボン総合戦略ですから、新庁舎を建設する段階から、維持管理費のゼロカーボン化を目指すための検討が必要だと思いたすが、今、どのような考えになっていますか。以前、木造にすればゼロカーボンになると発言しました。全部ではなくても。その辺り、このゼロカーボン総合戦略とどのように合わせるのかを聞きたい。

(事務局)

今は、太陽光エネルギーまたは再生可能エネルギーなどの導入を考えています。どのような形で進めるかについては、今後、検討していきます。住民説明会でもお話ししましたが、それらに関して国の交付金の活用なども考えていますが、今のところ、木造での建築は建設費用の面から難しいと考えています。

(濱中委員)

建設費はもちろんです、どの程度まで調べてどうだったなどの資料がないので、我々は話し合っただけで検討する余地がないのです。ゼロカーボン総合戦略ですから、新庁舎の建設に際しても維持管理はそれを目指すとしないと、総合戦略とは言えないのではないかと。建設費にどの程度の違いがあったなどの納得できる資料を提示していただきたい。その結果、町の財政では到底不可能だとなるのか、工夫すれば可能なのか、全く分からないのです。

(事務局)

木造建築のみがゼロカーボンというわけでもありませんが、木造の場合の建築費を調べて、後で改めて報告したいと思いたす。

(濱中委員)

木造の場合はゼロカーボンになるでしょう。鉄筋コンクリートなど鉄を使ったら、それは二酸化炭素を出して造られたものだから、ゼロカーボンにはなりません。木の場合は二酸化炭素を吸収したもので建てて、終わった時はプラスマイナスするとゼロになる、という考えです。今の公共施設では、国でも進めているはずですが。実際に10階、20階建てのものも建っています。今は建設費も安くなっているようです。解体する時も安いようです。重量は軽いし、建てる時の輸送費などもかからなくなるから。その辺りの資料があればと思います。

(事務局)

木造で建築した場合の、費用対効果について調べておきます。

(米内山委員長)

その他に何かございますか。

(長山委員)

ここの新庁舎建設に関わる事項も、このような表現ですか。

(事務局)

おそらくそのままだと思います。

(長山委員)

ボーリング費用の試算をしたとありますが、実際にボーリングをされたのか、それとも見積もりだけだったのでしょうか。これもカーボン戦略の中に載っているのですか。

(事務局)

すぐ隣の企画課が担当していますので、聞いてきてもいいですか。

(長山委員)

いいと思います。

(坪委員)

導入した場合、とあるから、どこからかの情報を元に試算したのではないか。

(長山委員)

ボーリングの試算について、総合戦略の中に書かれているのかを、お聞きしています。

(米内山委員長)

事務局からの説明をお願いします。

(長山委員)

真ん中あたりの、(4戦略の、荒熊内地区の概況等について、想定施設に新庁舎が入っています。

(事務局)

はい。

(長山委員)

これはもう、やはり荒熊内地区でと言っているのです、ここに新庁舎を建てると決定して入れてしまったのですか。

(事務局)

今、確認いたします。少しお待ちください。

先程のボーリング費用の試算について。見積もりから試算したのみで、実際にボーリングは行われていません。

(事務局)

想定施設としては新庁舎と新アリーナ、という記載です。

(長山委員)

もう既に荒熊内でと入っていたということです。フライングです。では試算については戦略に入っていたのですか。

(事務局)

試算を行いましたという、この文言のとおりです。

(長山委員)

6億円程度の、のあたりも入っていますか。

(事務局)

6億円程度のコストを要する、という記載もそのままです。

(長山委員)

新庁舎をどこに建てるか決まっていな中で、何で荒熊内だけ試算したのでしょうか。それは分からないですか。

(米内山委員長)

その他に何かございますか。なければ、今日の会議はこれまでとします。非常に長時間にわたり、ご苦労様でした。

事務局から報告事項ありますでしょうか。

(事務局)

長時間にわたって、ありがとうございました。今日、いただいた意見など沢山ありますので、こちらで精査して、第3回目の会議の日程を決定して、皆さんにご周知したいと思います。ボリュームを考えると、少し時間をいただくことになると思いますが、余裕をもって、皆さんに通知いたします。

(長山委員)

先程、濱中さんから、木造建築についてのお話がありました。私が知っている限り、役場庁舎は耐火建築物にするという原則になっているはずですが、木造で耐火建築物ができないわけではないのですが、かなりお金がかかると思います。それは町の方で調べていただければいいと思います。

(濱中委員)

今は木造の方が、鉄筋よりも耐火性、耐震性があるところまできています。

(長山委員)

それは十分理解しています。そのような構造ができるということも理解しています。ただ鉄筋コンクリートが一般的です。

(濱中委員)

コストもだいぶ下がっています。だからそのあたりも事務局で調べていただいて。

(事務局)

会議録の件です。冒頭に長山さんが言われた内容については、私たちも検討しました。住民説明会の際は、町民の方々の同意もいただいていたため「町民」という表現で会議録を作成しました。本委員会では、名前を伏せた方が、いろいろな意見が飛び交うのではと考えて、名前を入れないこととしました。それに関しては委員会で決めていただきたい。前回の会議録ですが、只今、作業中です。完成次第、皆さんにお見せするなりホームページにも載せますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(米内山委員長)

それでは本日のご審議、ありがとうございます。非常に長時間にわたって、議論いただきましたことに御礼を申し上げます。

(事務局)

議長、会議録の名前について検討願います。

(委員)

載せなくてもいいと思います。載せてほしい人は載せるとか。

(苫米地委員)

長山さんのように、名前が出た方がいいと考える人もいるし、伏せてほしい人に関しては、例えば共通のAさんの意見のような表現にして、名前を出すか伏せるか、どちらにするかを事務局に伝えればいいのではないのでしょうか。

(米内山委員長)

委員会に諮ります。今、苫米地さんのご意見について、皆さんのご意見を伺います。

(濱中委員)

委員として、責任のある立場で受けていますから、責任のある発言をしなければならないし、義務もあると思いますので、私は名前を載せるのは当然だと思います。

(委員)

忌憚のない意見を出すためには、出さない方がいいと思います。

(坪委員)

自分の意見を反映させるためですから、いいのではないですか。町民からしたら、この委員会で誰が何を言ったか、分かった方がいいのではないですか。

(米内山委員長)

出した方がいいというご意見が多いようですが、苫米地さん、どうですか。

(苫米地委員)

私が先程言ったのは、名前を出してもいいという人はそのまま出してもいいのですが、出してほしくない人がいるのであれば、共通の意

見のAさんとして、このような意見でした、という表記するしかないと思います。今回、募集の段階ではそれを言っていませんから、今になってからそうするというわけにもいきませんので、私は、名前を出していい人と、出してほしくない人はAさんBさんと表記すればいいと思います。

(委員)

賛成です。

(米内山委員長)

このご意見はいかがでしょうか。統一すべきかどうかですが。

(長山委員)

皆さんいろいろお考えがありますから、それを無視してまで、お名前をいただくということにはできないと思います。やはり本来であれば全員一致の方がいいのしょうけれども、できない場合は、それを尊重するのが民主主義だと思いますので、苦米地さんのおっしゃるとおり、希望されない方は、希望しませんと。事務局に申し入れいただければそうなるでしょうから、それでいかがでしょうか。

(米内山委員長)

今のご意見に対して、いかがでしょうか。

(濱中委員)

そもそもの規約には、ないのですか。

(長山委員)

原則として明記しない、とあったので、私が提案しました。

(濱中委員)

責任のある発言や行動をしたい時は、名前を名乗るでしょう。好き勝手なことを言いに来ているわけではないですから。

(委員)

それはあなたの考えです。人それぞれの考えがありますから。それでいいのではないですか。

(米内山委員長)

副委員長の坪さん、どうでしょうか。

(坪委員)

それでいいと思います。

(委員)

反対です。強制するのは間違っています。

(濱中委員)

強制ではありません。責任ある立場で来ていますから。

(委員)

最初は載せないという話でこの会は始まっています。

(長山委員)

原則として表記しないと書いてあります。

(事務局)

当初は、自由な議論をしていただくために名前を載せないと1回目に説明しました。長山さんの意見が出たものですから、皆さんにお諮りしています。

(米内山委員長)

では事務局に、載せたい人は載せてもらうように、出さないでほしいという方は、出さないでほしいと伝えていただくということで、どうでしょうか。

(委員)

賛成です。

(米内山委員長)

それでは皆さんそれぞれ、事務局に申し入れをしていただければと思います。長い時間になりましたが、会議を終了します。

一同 お疲れ様でした。

(事務局)

ありがとうございました。

3. 閉会 (午後3時50分、会議終了)